

重要事項説明書

在宅包括サービスおおいど

看護小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

< 令和 6年 4月 1日 現在 >

看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

名 称	医療法人あづま会
所在地	〒379-2234 群馬県伊勢崎市東小保方町4005-1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 大澤 誠
電話番号	0270-62-3333

2. 事業所

名 称	在宅包括サービスおおいど
指定番号	1090400548
サービスの種類	指定看護小規模多機能型居宅介護
所在地	〒379-2234 群馬県伊勢崎市東小保方町4008-1
管理者	伊藤 慎一
電話番号	0270-61-8967
FAX番号	0270-61-8704

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

医療法人あづま会が開設する在宅包括サービスおおいどが行う指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態にある者に対して、適切なサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- 1) 在宅包括サービスおおいどは、伊勢崎市の要介護認定を受けた高齢者が住み慣れた自宅での生活を安心して続けていけるよう、日中の「通い」を基本として、「宿泊」・「訪問」を柔軟に組み合わせることによって、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。また、そのことにより、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活及び療養生活を営むことが出来るよう目指します。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に努めます。
- 3) 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族等との結びつきを重視した運営を行い、他の地域密着型サービス事業者、伊勢崎市、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者等との密接な連携に努めます。

4. 事業所の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	面積	1115.72 m ²
建物	構造	木造2階建て
	延べ床面積	629.15 m ² (看護小規模多機能型居宅介護部分は381.86 m ²)
	登録定員	29名 (通いサービス定員18名、宿泊サービス定員9名)

(2) 主な設備

設備の種類	数量	面積	備考
食堂	1室	74.52 m ²	
浴室	2室	12.31 m ²	一室は機械浴槽
便所	3箇所	7.34 m ²	
宿泊室	9室(個室)	67.14 m ²	1人当り面積7.46 m ²
居間	1室(食堂を兼ねる)		

5. 職員の配置体制 (主たる職員)

従業者の職種	員数	区分				業務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1名		1名			施設管理責任
介護支援専門員	1名		1名	2名		介護計画作成
看護職員	6名	6名				健康管理
介護職員	14名	11名		3名		生活介護
夜間訪問介護職員	1名	1名				24時間対応

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	常勤で兼務
介護支援専門員	常勤で兼務
看護職員	「訪問看護ステーションおおいど」と一体的に運営
介護職員	<p><職員配置体制></p> <p>①日中活動時間帯 前年度の通いサービス利用者が3名又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1名以上 訪問サービス利用者に対して2名(うち1名は看護師) ※利用者の状況等により増減員して適正配置</p> <p>②夜間・深夜時間帯 1名</p>
夜間訪問介護職員	常勤で兼務

7. サービスの概要及び利用料金

(1) サービス実施地域及び営業時間

サービス実施地域	・伊勢崎市内		
営業日	・年中無休		
営業時間	・通いサービス	9:30	～ 16:00
	・宿泊サービス	16:00	～ 9:30
	・訪問介護サービス	9:00	～ 17:00
	・訪問看護サービス	9:00	～ 17:00

上記の営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の緊急やむを得ない場合は、その要請に基づき営業時間外の対応が可能です。

(2) 介護保険給付サービス

種類	内 容	利 用 料
通いサービス	・家庭的な環境と地域住民との交流の中で、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び療養生活の支援を行います。半日や早朝・夜間延長の利用も可能です。また、看護小規模多機能ホームまで送迎も行います。	介護報酬の告示上の額。法定代理受領の場合は看護小規模多機能型居宅介護サービス基準額から介護保険負担割合証に記載の負担割合の額、法定代理受領でない場合は同サービス基準額相当額となります。 ※下記(3)に記載
宿泊サービス	・個室を9部屋用意し、急な宿泊にも対応します。宿泊数・宿泊送迎については、ご相談ください。	
訪問介護サービス	・利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な援助を提供します。また、安否確認や身体介護を馴染みの職員が行います。	
訪問看護サービス	・主治医が看護サービスの必要性を認めて訪問看護指示書を発行された方については訪問看護サービスの提供を行います。 ・利用者の病状・障害の看護業務を行います。 ・床ずれの予防・処置、リハビリテーション ・認知症利用者の看護、ターミナルケア	
生活相談	・生活相談等、福祉全般の相談を行います。	

(3) 介護保険負担分

1) 要介護利用者の負担分

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位(1月)	12,477	17,415	24,481	27,766	31,408

介護保険適用時の1月あたりの利用単位数になります。

※地域区分ごとに1単位の単価が定められており、単位数を乗じた額がサービス利用料です。

※伊勢崎市7級地に属しており、1単位10,17円となります。

※実際の利用者負担額は、負担割合率に応じたものとなります。

2) 要介護利用者加算単位

別紙(1) 単位表・料金表をご参照ください。

(4) 医療保険重複による減算

※主治医が末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾患により訪問看護を行う必要のある旨の指示を行った利用者には下記単位を減算します。

医療による訪問看護による減算	要介護 1~3	要介護 4	要介護 5
末期の悪性腫瘍等により訪問する場合(月)	△925	△1,850	△2,914
厚生労働大臣が定める疾患等による場合(日)	△30	△60	△95

(5) 保険給付外の実費負担料金

別紙(1) 単位表・料金表をご参照ください。

(6) 料金のお支払い方法

- 1) 契約時に郵便局や銀行等からの口座自動振替を選択のうえ、お手続きをします。
現金での窓口支払いを希望される方はご相談ください。
- 2) 毎月10日前後に、前月分利用料金の合計金額の請求書を発行いたします。
- 3) 口座自動振替は毎月25日です(土日祝日の場合は翌営業日)。
引落しが不能であった場合については、翌月にまとめての振替となります。
- 4) 支払後に領収書を発行いたします。

8. 苦情相談窓口

当施設では利用者またはご家族等からの苦情の相談窓口を下記の通り設置しています。
また外部への相談もできます。

苦情相談窓口	電話番号	受付時間
在宅包括サービスおおいど 担当者 佐藤 貴香	0270 - 61 - 8967	毎日 8 : 30 ~ 17 : 30
高齢者相談センター東	0270-75-5966	平日 8 : 30 ~ 17 : 30
伊勢崎市介護保険課	0270-24-5111(代)	平日 8 : 30 ~ 17 : 15
群馬県国民健康保険団体連合会	027-290-1323	平日 8 : 30 ~ 17 : 15

9. 協力医療機関について

医療機関の名称	大井戸診療所	やまデンタルクリニック
院長名	大澤 誠	山脇 弘稔
所在地	群馬県伊勢崎市東小保方町 4005-1	群馬県伊勢崎市東町 2701-4
電話番号	0270-62-3333	0270-40-0505
診療科目	内科・精神科・心療内科	歯科
救急指定の有無	無	無

10. 病院等との支援体制について

医療機関の名称	伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市民病院
院長名	澁澤 公行	小林 裕幸
所在地	群馬県伊勢崎市下植木本町 481	群馬県伊勢崎市連取本町 12-1
電話番号	0270-24-0111	0270-25-5022
救急指定の有無	有	有

11. 秘密保持について

- 1) 従業者は守秘義務を遵守し、個人情報の保護に取り組みます。
- 2) 業務上知り得た入居者や家族の情報を本来の目的以外で、他に漏洩することはありません。
- 3) 従業者は退職後においても、情報や秘密を保持すべき旨を雇用時に契約しています。

12. 緊急時の対応

- (1) 病状の急変及び怪我、窒息、意識不明、急な発熱など緊急時には、速やかに適切な対応を施すとともに提携医に連絡して、その指示に従い、同時にご家族等にも連絡します。
また、行方不明となった場合、速やかに最寄りの派出所及び伊勢崎警察署に連絡し、捜索を依頼すると同時に、ご家族等にも連絡し、職員は緊急連絡網で出動、捜索を行います。
- (2) 当事業所における医師の診察は、通院が基本となっていますが、予測できない突然の心停止等が起こった場合、心臓マッサージ、気道確保等の迅速な心肺蘇生、救急車による救急病院への搬送など、事業所として最善を尽くします。しかし、事業所内には医師が不在であるため、医療的処置に制約があります。心肺停止によってもたらされる脳機能障害は、医学的にも回避できないとされています。これは、介護施設における共通の問題であり、当事業所においても、同様の制約があることをご理解いただきたく、お願いいたします。

13. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、伊勢崎市に報告する等必要な措置を講じます。当事業所は、万一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入しています。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はその対象とはなりません。

14. 非常災害時対策

(1) 防火対策

- 1) 消防法第8条第1項に基づき、防火管理者を選任します。
防火管理者：伊藤慎一
- 2) 防火管理者は消防計画に基づく防火管理業務を行い、年2回の防火訓練を行います。
- 3) 必要に応じて、消防用設備の機能点検を行っています。

近隣との協力関係	近隣住民や町内会と連携し、非常災害時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	年2回、通報・避難・救出・消火等の訓練を利用者・職員・地域住民が合同で実施します。			
防災設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	有	屋内消火栓	無

避難救助袋	有	屋内消火器	有
自動火災報知機	有	非常通報装置	有
誘導灯	有	漏電火災報知機	無
ガス漏れ報知機	有	非常用電源	無
カーテン等は防煙性能のある特殊製品、外壁は防火サイディングを使用			

(2) 感染対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のため、法人の委員会活動を通じた指針の整備、ならびに研修・訓練の実施に取り組んでいます。

(3) 事業継続に向けた取組の強化

感染症流行時や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、ならびに研修・訓練の実施に取り組んでいます。

15. 第三者評価の実施

- ・実施の有無 あり
- ・評価機関の名称 群馬社会福祉評価機構
- ・結果の開示状況 市役所に報告しインターネット等で公表します。

16. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

提示品	・利用開始及び変更があった場合、下記のものをご提示ください。 介護保険証、医療保険証又は後期高齢者医療証、健康手帳
持ち物	・持ち物にはわかりやすい場所に大きくお名前をお書きください。 ・金銭の持ち込みは必要最小限とし、通常はお持ちにならないでください。
医療機関の受診	・定期受診が困難な場合には、ご相談ください。 ・急病等の場合、事業所の判断に基づき協力医療機関への受診をします。 その場合、状態に応じてご家族へご連絡します。 ・医師の診断結果や指示等については、職員間で報告・申し送りを行い、指示に従った服薬介助等を励行します。 ・事業所での対応が困難な場合又は専門的な対応が必要な場合には、相応の医療機関をご紹介します。
禁止行為	・貴重品、酒、タバコ、火気（マッチ・ライター）の持ち込み ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動
宗教活動	・個人的な宗教信仰は自由です。 ただし、周りの人に迷惑をかけないようお願いいたします。
相談等	・相談苦情担当者を配置しています。また、介護支援専門員を配置しており、ご相談のほか、要望・苦情についても担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。
その他	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、原状回復のための実費を負担していただく場合があります。

17. その他運営に関する重要事項

(1) 虐待防止に関する事項

- 1) 利用者の人権擁護および虐待防止のために、法人の委員会活動を通して指針を整え、計画的に研修を実施しています。
- 2) 上記の措置を適切に実施するために担当者を設置しています。
在宅包括サービスおおいど高齢者虐待防止推進担当
管理者：伊藤 慎一
- 3) なおサービス利用中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

(2) 職員の研修に関する事項

- 1) 従業者の質的向上を図るための研修の機会を定期的に設け、また業務体制を整備します。
- 2) 外部研修への参加をはじめ、法人内での勉強会も年2回以上開催しています。
- 3) 医療・福祉関係の資格を有さない従業者においては、認知症介護基礎研修の受講を義務化しています。

(3) 運営推進会議に関する事項

- 1) 当施設はサービス運営推進会議を設置しています。
- 2) サービス運営推進会議は行政職員、地域住民の代表、利用者の家族等で構成されます。
- 3) 会議は年6回以上開催します。概ね2カ月に1度開催を予定しています。
可能な限りご出席をお願いします。

(4) 身体拘束に関する事項

- 1) サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命、または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の要件を満たす以外には、利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対して、身体拘束の内容・理由・期間について説明し同意を得た上で、その態様や心身の状況など必要な事項を記録します。

(5) ハラスメント対策に関する事項

- 1) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に取り組んでいます。
- 2) 適切なハラスメント対策を強化するため、法人内にて指針を整備し、職員からの相談体制等を整えています。

(6) 看取り指針

- 1) 当施設は、厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に則り、利用者が最後まで在宅での生活を続けられる体制を整えております。

18. 法人の概要

名称・法人種別	医療法人あづま会
代表者役職・氏名	理事長 大澤 誠
本部所在地・電話番号	群馬県伊勢崎市東小保方町4005番地の1
定款の目的に定められた事業	<ol style="list-style-type: none">1. 大井戸診療所の経営2. 訪問看護ステーションおおいどの運営3. 高齢者相談センター東の運営4. ケアマネジメントセンターおおいどの運営5. いきいきデイサービスおおいどの運営6. デイサービスセンターおおいどの運営7. その他これに付随する業務

—————契約をする場合は以下の確認をすること—————

令和 年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護の利用開始にあたり、利用者に契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

<事業者名> 医療法人あづま会
<事業所名> 在宅包括サービスおおいど
<住 所> 群馬県伊勢崎市東小保方町4008-1
<代表者名> 理事長 大澤 誠

説明者

在宅包括サービスおおいど

私は、契約書および本書面により、事業者から看護小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受け、同意のうえ受領しました。

また事業所が、サービス担当者会議等において、利用者ならびに利用者家族の情報を利用する各サービス事業者等に提供することを承諾・同意いたします。

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____

代筆者 理由 【 _____ 】
続柄 【 _____ 】

<住 所> _____

<氏 名> _____

ご家族 続柄 【 _____ 】

<住 所> _____

<氏 名> _____